

第 22 期第 8 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 1 時 55 分から午後 2 時 20 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「新庁応接室」

議 題

1 諮問事項

（1）内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について（資料 1）

2 協議事項

（1）多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について
（資料 2－1、2－2）

3 その他

（1）令和 7 年 10 月の委員会開催日程について
（2）その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、萩原 季、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、加藤(大)技師

議 事

原事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中10名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議 長
(井貫会長)

ただいまから第8回の委員会を開会いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が1件、協議事項が1件とその他となっております。

議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。萩原委員、長塚委員、よろしくお願いします。

両委員

(了 承)

議 長

まず諮問事項(1)の「内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料1に基づき説明】

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。

内田委員

少々気になったところなのですが、6ページ第4条第3項の表の、ア漁場区域に、内共第18号に関わる漁場の全域と記載があり、その遊漁料の年額が28,000円となっています。その上で、内共第18号はあゆの年券が7,000円とあります。8ページに出てきていますように、おそらく共通遊漁券は山梨県だけが出していて、6ページの28,000円というのは、山梨県の話ですよ。共通遊漁券は、神奈川県は出しておられないのですよね。その点が少々気になりまして、山梨県ということが明記されていた方がわかりやすい気がします。6ページには年券の額が2通り記載されていますので。細かいことで、本筋とは関係ないのですが。

それから、山梨県知事から神奈川県内水面漁場管理委員会に来た書面を見ると、遊漁規則の「漁」という字が「魚」となっているのですけれども、こちらは山梨県からの書類ということですよ。やはり県を跨いで連携していて、それぞれの機関ごとに作成しているので、そのあたりも大変だなと思いました。

事) 河野主事

御指摘いただきありがとうございます。

議 長

遊漁券の方はよろしいでしょうか。

内田委員

山梨県の方は、県下の共通の遊漁料の値段が28,000円という理解でよろ

事) 広瀬代理

しいのでしょうか。そのエリアは山梨県の範囲のみで、神奈川県については、共通遊漁券は出しておられないので、関係ないということですよね。

そういうことです。こちらは山梨県の遊漁規則の中で決められていることです。

内田委員

それがぼやっとしているの、少々気になりました。

議 長

よろしいですか。

内田委員

はい。

議 長

他に何かございますか。

津谷委員

教えていただきたいのですけれども、オンラインシステムにした場合、手数料は何%くらいなのでしょう。それと導入コストというのは、漁協負担でどれくらいかかるのでしょうか。

事) 河野主事

山梨県に確認しましたところ、確かに漁協さんの方からオンラインシステムの運営会社の方に売上げの何%か支払うような仕組みにはなっているそうなのですけれども、詳細な数字は把握していないということでした。

津谷委員

導入コストはいかがでしょうか。

事) 河野主事

申し訳ありません。把握しておりません。

小島委員

導入コストは、つりチケやフィッシュパスが持っているのではないのでしょうか。要はソフト開発ですから。おそらく販売についても、つりチケとかフィッシュパスが売りまして、そちらから手数料を引いたのが、組合に入ってきますから。日釣券とか年券の販売場があるというようなイメージを持っていただければよいと思います。

議 長

漁協としての導入コストは特段かからないということですね。

小島委員

ないですね。特別なソフトを買うといったことはないですから。ただ、最終的には、日釣券を誰が買ったというような、売上げに関するデータは組合側に来ます。

議 長

よろしいですか。他に何かございますか。

ないようでしたら、諮問の内容のとおり意義がない旨山梨県知事に答申することとしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議 長

それではそのように決定いたします。

続きまして協議事項(1)の「多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料2に基づき説明】

議 長	事務局から説明がありましたが、何か御質問がありましたらお願いいたします。
津谷委員	採捕する重量なのですけれども、結果としていつも採捕される重量というのが極めて低いのですけれども、申請書は大体 10kg ということでやっていて、いつもそれより遥かに採捕数量は少ないのですけれども、この申請書の 10kg 以内というのは何か根拠があるのでしょうか。
事) 河野主事	根拠があるというわけではなく、例年 10kg で申請を続けられているという状況でございます。
津谷委員	一般的に許可の枠を 10kg にしているとかそういうことではなかったのか。
事) 河野主事	こちらから提示しているということはありません。
津谷委員	承認する側は上限として何か目安を設けなくてよいのでしょうか。とりあえず 10kg で来ているけれども、それが適正なのかどうかというのは何か推し量るような基準というのはないのでしょうか。
議 長	何かございますか。
内田委員	関連してですけれども、おそらく、よく採れていた時期の漁獲統計等を基に、どれくらい採れるかということで、最初は 10kg ということになっていたのかもしれない。大概そのようにやっていると思うのです。良い時の漁獲量で、そのデータならこれくらい資源量があるから、このエリアであれば 10kg 採ってもよいというような。おそらく最初のうちはそのような決め方をしているのではないかと思います。
水) 小川担当課長	同じように特別採捕許可というものを水産課の方では出していますけれども、その採捕量の上限を決める時には、1 つは、漁業権者の同意が得られているものなので、漁業権を管理している者がどれくらいであれば適当だと考えるかというのが、アッパーになるのかなと思います。 漁業権がないところに特別採捕許可を出す時にも、採捕の上限というのを定めますけれども、あまり極端ではない必要な範囲と考えます。通常は調査計画書に書いてある数字が根拠になるのですけれども、それが書いていない場合は、常識の範囲でというのが一般的だと思います。例えば何か所かあるだけなのに、1 トン等と書いてあればそれはおかしいとなりますし、今回のような貝ですとか、底生動物等は 1 か所掘っただけで多く採れてしまうことがあり得ます。そのため、確かに例年、実績としては少ないというのが続いていたとしても、それを超えると調査自体ができなくなりますので、水産課ではある程度許容できる範囲で多めに許可としては出しています。採る時に

	入ってしまえば、逃したとしても採捕したことになり、要するに採捕行為自体に許可が出ていますので、多めに許可を出すというのが通常です。今回の調査地点も 12 か所ですから、1 か所当たり 1 kg くらい採捕しても大丈夫というようなことを考えれば、10kg 程度で許可を出しておくというのが適切ではないかと。基準はないけれども、常識の範囲でやっていますということが説明になると思います。特別採捕と、この委員会指示の方は横並びに合わせています。特別採捕の方はしじみ以外にも水産動植物ということで許可を出していますから、さらに多めには出していますけれども、そちらと横並びで上限が決まっていると御理解いただければと思います。やはり調査の期間中に超えてしまうと違反なのです。それ以上はもう調査できなくなりますので、変更許可をしてもらうしかないということになりますから、多めに許可を出すというのが調査を継続するためには必要なことではないかと思います。以上です。
議長	制限条件で適正に処分することという中には、多過ぎたら放流しなさいという話も入っているのでしょうか。販売してはならないというのはわかりますけれども。
水) 小川担当課長	通常はそうだと思います。サンプリングにする量が多すぎれば、放流するのですとか。販売しなくても、採捕人が持って帰って食べてしまうといったことはしてはいけないといった、当たり前のことが書いてあるのだと思います。
事) 広瀬代理	多すぎる場合は放流するよという意味合いも含むと思います。
議長	他に何かございますか。ないようでしたら、採捕の報告について了承し、新たな申請については、承認案のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。
委員一同	(了 承)
議長	それではそのように決定いたします 続きまして 6 月の委員会の議題に関して、事務局で確認をすることとなっていた件について説明があるということです。事務局から説明をお願いします。
事) 河野主事	先月の委員会で、アユの漁況について報告いたしました。その際に、御指摘をいただいております件について確認いたしましたので、御説明いたします。 川崎河川漁協から多摩川について報告をいただいております、解禁日の状況について、平均の体長が 18cm、平均の体重が 12g という内容になっております。

議 長

した。こちらについて、体長に比して体重が軽いのではないかということで、漁協に確認をさせていただきましたところ、正しくは 13cm、11g ということでした。議事録等の資料はこちらに修正をさせていただきたいと考えております。御説明は以上です。

何か御質問ありますか。よろしゅうございますね。

他に委員の皆様から御発言等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

事務局、水産課から何かありますか。

ないようですので、本日の委員会はこれで閉会といたします。次回は 8 月 19 日火曜日 14 時から開催の予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。